

第29回 農業委員会総会議事録

令和7年11月21日開会

中標津町農業委員会

令和7年11月21日、第29回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番 小沼 大

2番 西 塚 知也
3番 纓 坂 直俊
4番 福 嶋 寿顕
5番 山 下 幸枝
8番 船 越 信雄
9番 二 瓶 裕貴
10番 横 田 千秋
11番 長谷川 孝二
12番 田 中 洋 希
13番 竹 村 聰
14番 瀧 本 和男
15番 後藤田 宏幸
16番 中 村 正生
17番 笠 原 康博
18番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

6番 助 口 明
7番 遠 藤 昭 男

附議した案件

- (イ) 議案第143号 現況証明願いについて
(ロ) 議案第144号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
(ハ) 議案第145号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事務局長 杉山 隆
事務局次長 葛西 利光
農地係長 吉田 佳弘
係 斎藤 光代

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。ただいまの出席委員は16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第29回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
15番、後藤田 宏幸 委員。
16番、中村 正生 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
(挙手あり) 事務局長。
- 事務局長 10月27日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、10月30日から11月1日の3日間の日程で、中標津町農業委員研修としまして、地域農業課題解決先進事例研修を実施し、農業委員8名と事務局1名で豊富町を訪問しました。高齢化や後継者不足による規模縮小や離農農家が増加傾向にある昨今、新たな担い手や新規就農者の確保に苦慮するところであり、耕作放棄地を未然に防ぐための農家へのサポート体制や農業委員会の役割・取組等について意見交換を行って参りました。次に、11月7日令和7年度農地パトロール・検討報告研修会を実施し、委員10名の出席により永久転用許可地1箇所、一時転用許可地3箇所現況確認1箇所を巡回し、状況などを確認したところであります。また、農地パトロール終了後、役場302会議室におきまして、10月6日から10月10日まで4班編成にて実施いたしました、利用状況調査の結果を各班から報告いただき、状況の共有及び今後の対応などについて協議したところであります。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第143号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。
(挙手あり) 小沼委員。
- 小沼委員 上程になりました議案第143号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図につきましては、3ページのとおりとなっております。本案件につきましては、地目変更登記のため、申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿が畠ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年10月8日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。
- 議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程4、議案第144号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(竹村委員退席)

(1)から(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 纓坂委員。

縺坂委員 上程になりました議案第144号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1)から(3)について説明いたします。5ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。9. 見取図は6ページのとおりです。

なお、(2)(3)につきましては、(1)で〇〇〇〇が買い入れした農地を売り渡すもので一括してご説明いたします。7ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から7は議案記載のとおりです。9. 見取図は9ページのとおりです。8ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から7は議案記載のとおりです。9. 見取図は9ページのとおりです。

この3件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である〇〇〇〇が〇〇氏から買入れした農地を、近隣農家に売り渡しをするものです。

別添調査表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているとものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

(○○委員着席)

○○委員に申し上げます。本案は原案のとおり承認されました。

日程5、議案第145号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第145号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。11ページをお開きください。

令和7年度分といたしまして、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、以上4件の提出がありました。令和7年10月10日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました

これをもちまして、第29回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時45分)